



島根県報

平成17年10月7日 (金)
 第 1,716 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課) 2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(") 2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用開始	(") 4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査課) 5
公 告	
公共測量の実施	(用地対策課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
都市計画事業の認可	(") 6
特定調達公告	
県立学校教育職員用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(高校教育課) 6
監査告示	
外部監査人補助者の選任	9

告 示

島根県告示第1,065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ふくちゃん	通所介護	ほのぼのデイサービス ふくちゃんの家	浜田市熱田町1421 - 1	平成17年 10月1日
有限会社 はるひ福祉サービス	認知症対応型 共同生活介護	はるひ苑 津和野	鹿足郡津和野町寺田67番2	平成17年 10月1日
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	短期入所療養 介護	出雲市民病院	出雲市塩冶町1536番地1	平成17年 10月1日

島根県告示第1,066号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年10月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
出雲市	短期入所	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成17年 9月27日

島根県告示第1,067号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年10月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
出雲市	短期入所	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613	平成17年 9月27日

島根県告示第1,068号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年10月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

服部タイヨー長澤店 島根県浜田市長沢町3021

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社服部タイヨー 代表取締役 服部茂雄 島根県浜田市浅井町884番地 2

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前 9 時30分から午後 7 時30分まで

（変更後） 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時まで

(4) 変更の年月日

平成17年9月22日

2 届出年月日

平成17年9月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工観光課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,069号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野688番6地先から同1141番12地先まで	前	メートル 4.70~ 11.00	メートル 23.00	川本土木建築事務所 防災対策特定河川事業に伴う嵩上げ 拡幅
			後	8.00~ 11.00	23.00	
県 道	稗原木次線	出雲市稗原町字仏谷4937番地先から同4937番4地先まで	前	25.00~ 55.00	65.00	出雲土木建築事務所 道路改良工事 土地交換 減幅
			後	25.00~ 55.00	65.00	
"	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷115番1地先から同195番	前	4.00~ 9.00	522.00	堤防工事に伴う仮設道設置

		1地先まで	後	9.00~ 48.00	557.00		拡幅
"	邑智赤来線	邑智郡美郷町上川戸42番3地先から同町石原6番1地先まで	前	A 6.50~ 14.00	110.00	川本土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 仮設道撤去
				B 7.50~ 13.00	119.40		
			後	A 6.50~ 14.00	110.00		
"	萩津和野線	鹿足郡津和野町森村下中島口94番5地先から同町森村堀内八19番8地先まで	前	5.30~ 22.70	160.80	益田土木建築事務所津和野土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	7.50~ 32.00	160.80		

島根県告示第1,070号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野688番6地先から同1141番地12地先まで	メートル 23.00	平成17年 10月7日	川本土木建築事務所	
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1655番2地先から同773番1地先まで	460.00	平成17年 10月11日	木次土木建築事務所	
"	"	雲南市三刀屋町高窪923番1地先から同924番2地先まで	106.00	"		
"	"	出雲市稗原町字仏谷4937番地先から同字4937番4地先まで	65.00	"	出雲土木建築事務所	

島根県告示第1,071号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄田信義

- 1 区域の名称 粕淵
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
邑智郡	美郷町	粕湊		117番 1	1号
				157番 5	2号
				169番 2	3号
				168番	4号
				93番	5号

島根県告示第1,072号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 年月日	指定 番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				氏 名	氏 名
昭和34年 10月23日	808	大田市大田町大田イ421番地3(大田警察署内) 大田市交通安全協会 会長 森崎禎璋	大田市大田町大田イ421番地3(大田警察署内) 大田市温泉津町小浜イ540番地1(大田警察署温泉津交番内)	大田市交通安全協会 会長 森崎禎璋	大田・邇摩交通安全協会 会長 森崎禎璋
昭和42年 2月10日	854	安来市今津町674番地1 安来市交通安全協会 会長 山本巖	安来市今津町674番地1	安来市交通安全協会 会長 山本巖	安来能義交通安全協会 会長 山本巖
昭和47年 4月15日	922	益田市東町7番5号 益田市交通安全協会 会長 大塚博	益田市東町7番5号	益田市交通安全協会 会長 大塚博	益田美濃交通安全協会 会長 大塚博

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量、地形測量、路線測量)
- 2 作業期間
平成17年9月1日から平成18年3月25日まで
- 3 作業地域
江津市桜江町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発行為

安来市飯島町字藤木262番3

面積 1,015.53平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎1丁目21番18号

田中 裕治

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成17年9月22日中国地方整備局告示第89号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成17年10月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画道路事業 3・5・5号中島染羽線及び3・3・1号益田停車場線

2 施行者の名称

島根県

3 事業所の所在地

益田市昭和町 益田土木建築事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

益田市駅前町地内

(2) 使用の部分

なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役職の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成17年10月7日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ア 県立学校教育職員用コンピュータ等機器（松江・木次・隠岐地区） 一式

イ 県立学校教育職員用コンピュータ等機器（出雲・川本地区） 一式

ウ 県立学校教育職員用コンピュータ等機器（浜田・益田地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成18年2月1日から平成23年1月31日まで

(4) 納入期限

平成18年1月31日(火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事に承認を受け、次のア又はイのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4)情報処理機器」のA、B又はC等級

イ 営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(2)情報処理機器」のA、B又はC等級

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者として貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を3の(1)の場所に平成17年10月17日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育委員会高校教育課(電話0852-22-5410)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成17年10月7日から平成17年10月14日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限等

日時：平成17年11月16日(水)午後1時30分

場所：島根県松江市殿町2番地 島根県第2分庁舎 大会議室

(ただし、郵便による入札にあつては、正午必着)

(4) 入札及び開札の日時及び場所

上記1(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：ア 平成17年11月16日(水)午後1時30分から

イ 平成17年11月16日(水)午後1時45分から

ウ 平成17年11月16日(水)午後2時00分から

場所：島根県松江市殿町2番地 島根県第2分庁舎 大会議室

4 その他

(1) 契約の手に続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は、「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した調達内容を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured

Lease of Personal Computers and FileServers for faculty at Shimane Prefectural School (Matsue, Kisuki, Oki region)

Lease of Personal Computers and FileServers for faculty at Shimane Prefectural School (Izumo, Kawamoto region)

Lease of Personal Computers and FileServers for faculty at Shimane Prefectural School (Hamada, Masuda region)

(2) Deadline for Tender : 1:30 p.m.16 November 2005

(Applications by mail must arrive at the office above by 12:00 a.m.16 November 2005)

(3) Please tender all information to :

C/O High School Education Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture
1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8502 Tel:0852-22-5410

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定に基づき包括外部監査人錦織正二から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年10月 7 日

島根県監査委員	藤 山	勉
島根県監査委員	絲 原	徳 康
島根県監査委員	生 田	洋 一
島根県監査委員	谷 本	敏

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
遠藤清二 安来市飯島町830番地10
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成17年 9 月15日から平成18年 3 月31日まで

